

間接送電権に関する会計上の整理について

平成29年11月28日

資源エネルギー庁

間接送電権に関する会計上の整理について

- 間接送電権については、第13回制度検討作業部会（平成29年10月30日）において議論が行われたところ。これを踏まえ、当該取引等に伴う会計上の整理について、複数の公認会計士に確認したところ、以下のような整理が適切と考えられる。
 - － 間接送電権は、電気の売り・買い取引の実行を前提として市場間値差を受け払いするものであり、JEPXの卸電力取引（現物取引）における市場間値差精算処理に参加することに対する対価と位置付けられる仕組みである。
 - － これを踏まえれば、間接送電権に関する経済取引は電力財と一体の取引と整理できることから、金融商品会計基準の対象外（※）（デリバティブ取引には該当しない）と考えることが適切。

※ただし、金融商品会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第14号）の第20項の規定の通り、「将来予測される仕入、売上又は消費を目的として行われる取引であること」が具体的に明確に記載され、会社として職務権限に基づく社内ルールに従い当該文書が承認プロセスを経ていること、またそれを逸脱した取引を行うことが認められない状況となっていることが必要である。